

| | | | | |
|--------------|------------|--------|-----|-----|
| 国労本部電送No.234 | 発信日 | 発信 | 責任者 | 受領者 |
| | 2020年4月10日 | 総務・企画部 | | |

指示第73号
2020年4月10日

エリア本部
各 執行委員長 殿
地方本部

国鉄労働組合
中央執行委員長 松川 聡

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」 に伴う国労の追加対応について

「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」のもと、東京都をはじめとする7都府県では現在、国と協議を進めながら各自治体における「緊急事態措置」として、事業者に対して休業の協力要請を行なう業種・施設等の具体的な検討に入っている。

こうしたなか、愛知県は本日午後より、県独自で「緊急事態宣言」を発出し、県民に対して不要不急の外出や移動の自粛を求めると共に、国に対して愛知県を法律にもとづく「緊急事態宣言」の対象とするよう要請することを明らかにしている。京都府も同様の意向を示しているが、今後、各道府県が独自に「緊急事態宣言」を発出した場合においても、以下の通りの取り扱いとするので各級機関は周知徹底されたい。

記

1. 指示第69号1項（本部229号 4/7付）の適用の拡大について

「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の対象となっている7都府県以外に、自治体独自の「緊急事態宣言」が発出した場合は指示第69号1項（本部229号 4/7付）を適用するものとする。

2. その他

指示第69号2項～5項については全機関に適用する。

以 上